

習志野市農業委員会総会議事録

平成24年第6回習志野市農業委員会総会は平成24年6月22日（金）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後4時より

1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 欠席 2名
※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木 秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 4番 木村 静子 5番 飯生 良

1. 議案審議結果

上程件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 付議事項

- ・議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第28号 農用地利用集積計画（案）の申請について

- ・報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長

只今より平成24年 第6回
習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番 村山 龍平委員 ・ 8番 海老原 健治委員より
欠席報告がありました。

現在の総会における出席委員数は、2名の欠席と
欠員 1名を含め15名の委員の出席をいただいています。
よって本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、
「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により
議長より指名させていただきます。

4番 木村 静子委員、 5番 飯生 良委員、
両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

本日の審議案件は、議案第26号
「農地法第3条の規定による許可申請について」から
議案第 28号「農用地利用集積計画（案）の申請について」
までの3案件の審議となります。
また、議案第26号および27号の
「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、
土地の譲受人が同一者であり、関連がありますので
一括で審議・採決したいと思いますのでよろしく、お願いします。
それでは、事務局 議案第26号および議案第27号の
農地法第3条の規定による許可申請について朗読を願います。

事務局

議案第26号および議案第27号について説明させていただきます。

議案第26号

農地法第3条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出が
あったので、許可について審議を求めます。

平成24年6月22日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●●番

1, 537㎡

	<p>いずれも畑でございます。</p> <p>今回、●●●丁目の●● ●●さんがこの農地を取得するとのことですが、●●●●●さんが主たる従事者になるとのことでした。</p> <p>●●さんは、●●●丁目の●●●●●さんの●●として、4年ほど前から農業に従事しており、その後、●●●家と養子縁組をし、●●●家では、津田沼駅南口区画整理に農地がかかったことでだいぶ少なくなり、農業を継続するのが難しくなったようでございます。</p> <p>そこで、●●に農地の売買の話があったので、取得するとのことでした。</p> <p>●●●●●さんにつきましては年齢も若く、年間従事日数300日と多く、農業に熱意が感じられます。</p> <p>また、畑には一部、農作物が植えられていますが収穫後、9月には引き渡される予定と聞いております。</p> <p>以上で、現地調査報告を終わります。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>斉藤 健次委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、譲受人の地元である委員さんより調査報告をお願いします。</p> <p>本来ですと、谷津本郷地区の村山 龍平委員が行うところですが、都合により、同じ谷津地区の</p> <p>2番 三代川 正夫委員よりお願いします。</p>
三代川委員	<p>本来でしたら、村山龍平委員が報告するところなのですが、欠席のため村山龍平委員から聞いたことを報告します。</p> <p>●●●●●さんの家は、父の●●さんが農地を耕作していました。</p> <p>平成21年に●●さんが亡くなり、また、区画整理事業により耕作が出来なくなりましたが、それまでは良好に農地を管理していたことを報告いたします。●の●●●さんにつきましては、会社勤めの傍ら農業を手伝っていたと聞いております。</p>
議 長	<p>三代川委員、ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、議案の内容について事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第26号及び第27号の議案内容について説明させていただきます。</p> <p>第26号の参考資料をお開きください。</p>

	<p>内容につきましては農地法第 3 条の許可という事で、譲渡人、●●●●さん●●才、譲受人、●● ●●さん●●才で許可を受けようとする土地の所在地は●●●丁目●●●●番で 1,537 m²でございます。</p> <p>事情につきましては、斉藤委員さんがお話の通り●●●●●さんの所有地は、畑 9,171 m²ですがその内区画整理地内農地が 6,657 m²実際耕作できる農地が 2,514 m²と農地が少なくなり耕作面積の確保を図るため取得するものです。</p> <p>取得後の経営地は 4,051 m²となります。</p> <p>第 27 号につきましては譲渡人、●●●●さん●●才から●●●●●さんが譲受けようとするもので、土地の所在地は●●●丁目●●●●番●と●●●●丁目●●●●番●で 1,586 m²で経営地は併せて 5,637 m²となります。</p> <p>世帯員が耕作等の従事につきましては、世帯主、●●●●●さん 65 日、妻、●●●●●さんが 30 日、妻の弟、●●●●●さんが 300 日という状況です。</p> <p>●●●●●さんは、●●●丁目の●●●●●さんの●●で 4 年前より農業に従事しており、平成 23 年 12 月 10 日に●●●家と養子縁組をされ、年齢も若く、農業に熱意が感じられます。案内図、公図につきましては図面の通りです。</p>
議 長	<p>これより議案第 26 号・27 号について一括審議に入ります。ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>事務局、補足説明等が有れば、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは補足説明をさせていただきます。</p> <p>現地調査の際、●●●●●さんにつきましては、今後、認定農業者として農業に従事するよう、要望を述べさせていただきました。</p> <p>また、●●●●●さんにつきましても、津田沼駅南口区画整理で、6,657 m²の農地がなくなりましたが、区画整理前の農地の管理は良好であったことを、村山龍平委員から、お聞きしております。</p> <p>今回、●●●に 3 筆、合計 3,123 m²を取得することにより、実経営面積は、●●●丁目、●●●●●丁目の合計 2,514 m²あわせて 5,637 m²となり経営面積を拡大することで、農業経営を継続することができるのとことでした。</p>
議 長	<p>続きまして、採決に入ります。</p>

事務局	<p>議案第 26 号および議案第 27 号について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、 議案第 26 号および議案第 27 号につきましては 許可することに決しました。 よって農業委員会から許可書を発行する こととなりますので、事務局は手続きをお願いします。</p> <p>続きまして、議案第 28 号 「農用地利用集積計画」の申請について、 事務局より議案書の説明と資料の説明をお願いします。</p> <p>議案第 28 号について説明させていただきます。 議案第 28 号 農用地利用集積計画の申請について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地 利用集積計画の提出があったので意見を求める。 平成 24 年 6 月 22 日提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番● 2, 105 m² 2 権利の内容 使用貸借権設定 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● <p>次のページに参考資料、公図の写しがございます 続きまして、議案第 28 号の資料説明をさせていただきます。 現地調査につきましては、平成 21 年 8 月から利用集積を行っておりま して、今回更新ということで行いませんでした。 先ず、農地の所在地でございますが、案内図でもお解りと思われませんが、 ●●●丁目●●●●一●番地です。 農地の貸し手である●●●●さんは従事日数がほとんどないようで、 すでに 2 筆を貸しております。 借手の●●●●さんは JR 津田沼駅南口区画整理区域内農地の大半を</p>
-----	---

	<p>所有しており、それに替わる農地を探していたところ、JA 千葉みらい習志野支店の仲介で前回（平成 21 年）に利用集積を行ったもので、営農類型は露地野菜中心の申請となっております。すぐそばに利用集積済農地（●●●●ー●）があり、耕作をするうえで、何の問題もないと思います。</p> <p>●●●●さんは、この他にも●●●●丁目 3 筆 2,796㎡隣地にも 1 筆 1,970㎡あり、今回 1 筆 2,105㎡を加え合計 3 件、5 筆 6,871㎡となります。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 28 号の「農用地利用集積計画」についてご質問等が有れば、挙手願います。</p> <p>他に質問等が無ければ、採決に移ります。</p> <p>この案件は、利用集積の継続申請でありますので、農地の管理状況は綺麗に耕作されており、問題もないと思いますが屋敷地区の合間委員と中台委員、ご意見等ございますか？合間委員お願いします。</p>
合間委員	<p>自分の畑と離れたところなので、見てないです。</p> <p>綺麗に耕作されているということなので問題ないと思います。</p>
議 長	<p>合間委員、有難うございます</p> <p>続いて、中台委員、ご意見等ございますでしょうか？</p>
中台委員	<p>自分も畑が離れているので、見てないです。</p>
合間委員	<p>納税猶予になっていると利用集積はできないと思うが、この土地はどうか。</p>
事務局	<p>この土地は納税猶予はされておられません。</p> <p>平成 21 年 12 月 15 日から納税猶予されていても農業経営基盤強化促進法に基づいての利用集積になりますので、農業委員会の許可があればできます。</p> <p>ただし調整区域については永久となります。</p> <p>また、利用集積の許可できる団体は、農業協同組合と農政課、農業委員会の 3 団体のみです。</p>

議 長

それでは、議案第 28 号の採決に入ります。
議案第 28 号について賛成の方の同意を求めます。
賛成の方は、挙手願います。

全員賛成を持ちまして、
議案第 28 号につきましては、許可することに決しました。
事務局は、市長に対して回答してください。

つぎに、報告第 11 号ないし第 12 号の
「農地転用届出書の受理通知の交付について」ですが
皆様、すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが
何かご質問等がございましたら挙手願います。

他に何かございませんか。・・・・・・・・・・
ご質問等が無いようでしたら、これを
もちまして、
平成 24 年 第 6 回
習志野市農業委員会総会を終了いたします。
皆様、ご苦労様でした。